

# 審 査 基 準

令和4年7月28日作成

法 令 名 : 風俗営業等適正化法
根 拠 条 項 : 第7条の3第3項において準用する第7条第5項
処 分 の 概 要 : 法人の分割による許可証の書換え
原権者(委任先) : 三重県公安委員会
法 令 の 定 め : 風俗営業等適正化法施行規則第1条(書換え申請書の提出)、第17条(許可証の書換えの手続)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日以内
申 請 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課(生活安全刑事課)
問 い 合 わ せ 先 : 三重県警察本部生活安全部生活安全企画課(059-222-0110) 又は警察署の生活安全課(生活安全刑事課)
備 考 :